

第 1 回定例会議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 新市まちづくり計画の変更について
- 第 4 議案第 2 号 いちき串木野市行政不服審査会条例の制定について
- 第 5 議案第 3 号 いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4 号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 号 いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 8 号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 10 号 指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 11 号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 12 号 指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 16 号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 17 号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 18 号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 19 号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 20 号 いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第 21 号 財産の無償貸付について
- 第 24 予算議案第 9 号 平成 27 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 25 簡水特予算議案第 4 号 平成 27 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 国特予算議案第 3 号 平成 27 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 公下水特予算議案第 4 号 平成 27 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 28 介特予算議案第 4 号 平成 27 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 第 29 国宿特予算議案第 5 号 平成 27 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 30 漁集排特予算議案第 2 号 平成 27 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 第 31 後特予算議案第 3 号 平成 27 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 32 予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 33 簡水特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第 34 国特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 35 公下水特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 36 市場特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 37 介特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 38 漁集排特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別
会計予算
- 第 39 療特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 40 後特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 41 国宿特予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第 42 水道予算議案第 1 号 平成 28 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 43 議案第 22 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 44 議案第 23 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議案第 24 号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議案第 25 号 介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 第 47 議案第 26 号 市道の廃止及び認定について
- 第 48 議案第 27 号 いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定
について
- 第 49 議案第 28 号 いちき串木野市総合観光案内所条例の制定について
- 第 50 議案第 29 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第1号（2月23日）（火曜）

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	市来支所長	下迫田久男君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	臼井喜宣君
教	長	有村孝君	消 防 長	原 蘭 照 明 君
総務課	長	中屋謙治君	観光交流課長	中尾重美君
政 策 課	長	田中和幸君	まちづくり防災課長	久木野親志君
財 政 課	長	満 蘭 健 士 郎 君	土 木 課 長	平 石 英 明 君

△開 会

○議長（中里純人君） これから平成28年第1回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る2月17日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。したがって、付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から提出のあった平成27年11月分及び12月分の例月出納検査の結果、並びに監査報告第6号から第8号までにについて、それぞれの写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これより、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、大六野一美議員、中村敏彦議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月28日までの35日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から3月28日までの35日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第31

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第1号から日程第31、後特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） おはようございます。平成28年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号新市まちづくり計画の変更についてであります。

合併特例債の起債可能期間が5年間延長されたことに伴い、引き続き合併特例債を活用するため、新市まちづくり計画を変更したいので議会の議決を求めるものであります。

議案第2号いちき串木野市行政不服審査会条例の制定についてであります。

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、新たに附属機関として設置する行政不服審査会の組織及び運営等に関する事項について規定しようとするものであります。

議案第3号いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の改正に伴い、審理手続に係る提出資料等の写し等の交付制度が導入されたため、交付に係る手数料を定めようとするものであります。

議案第4号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法等の改正に伴い、関係条例の整備及び所要の改正を行おうとするものであります。

議案第5号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第6号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

串木野クリーンセンター及び冠岳農村工業団地に設置してある太陽光発電施設の取得等の財源に充てる基金を設置するため改正しようとするものであります。

議案第7号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。改正の主な内容は、徴収猶予等に係る条文整備と納付書、納入書、及び市民税減免申請への個人番号、または法人番号の記載の規定を削除するものであります。

議案第8号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令及び行政不服審査法の改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第9号から議案第19号までは指定管理者の指定についてであります。

冠嶽園を有限会社坂口造園に、串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場を有限会社保木造園に、川上運動広場を川上コミュニティ協議会に、串木野弓道場及び市来弓道場をいちき串木野市弓道連盟に、相撲競技場をいちき串木野市相撲連盟に、いちき特産品直売所をいちき特産品振興会に、ドリームセンターを串木野シール会に、都市公園等の北部地区及び南部地区を株式会社石原建設に、都市公園の新田公園を野平地区コミュニティ協議会に、都市公園の串木野サンセットパークをれいめい羽島協議会にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民宿舎串木野さのさ荘について民間譲渡に向けた貸付を行うに当たり、その用途を廃止しようとするものであります。

議案第21号財産の無償貸付についてであります。

国民宿舎串木野さのさ荘を株式会社ホテル旅館マネジメントに無償貸し付けすることについて、地方

自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算による要援護者等屋内退避施設整備事業などに係る事業費を計上するほか、各種事業の事業費決定等によるもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,480万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億6,757万4,000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追ってその主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で自治体情報セキュリティ強化対策事業費及び太陽光発電施設取得等基金積立金の計上、戸籍住民基本台帳費で個人番号カード交付事業費の追加、選挙費で選挙人名簿システム改修費の計上であります。

3款民生費は、社会福祉費で年金生活者等支援臨時福祉補給金給付事業費の計上、介護保険特別会計繰出金の減額、児童福祉費で認定こども園に係る社会福祉施設整備事業補助金の減額であります。

4款衛生費は、保健衛生費で子ども医療費助成事業費及び国民健康保険特別会計繰出金の追加、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、清掃費で塵芥収集業務委託料の減額であります。

6款農林水産業費は、農業費で国のTPP関連対策による農業用機械導入等に対する担い手確保経営強化支援事業補助金の計上、県営農村地域防災減災事業等の増による負担金の追加、林業費で有害鳥獣捕獲事業補助金の追加、水産業費で水産基盤機能保全事業負担金等の計上、戸崎漁港地域水産基盤整備事業負担金の減額であります。

7款商工費は、地方バス市内路線維持費補助金等の計上及びさのさ荘の無償貸付等に伴う国民宿舎特別会計繰出金の追加であります。

8款土木費は、道路橋梁費で県道川内串木野線等の地方特定道路整備事業負担金の計上、海瀬坂下線

改良事業費等の減額、河川費で県単砂防事業負担金の計上、港湾費で串木野新港改修統合補助事業負担金の減額、都市計画費で麓土地区画整理事業費の減額、住宅費でウッドタウン4工区の一部を土地開発公社から買い戻すための用地費の計上、住宅リフォーム事業補助金の減額であります。

9款消防費は、土川交流センターに放射線防護機能を付加する要援護者等屋内退避施設整備事業費の計上であります。

10款教育費は、私立幼稚園就園奨励費補助金等の減額であります。

11款災害復旧費は、公営住宅施設災害復旧費の減額であります。

12款公債費は、借入利率決定による利子の減額であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

1款市税は、市民税の減額、固定資産税の追加であります。

6款地方消費税交付金は、決算見込みによる追加であります。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額決定による追加であります。

11款分担金及び負担金は、川南ほ場整備に係る土地改良事業分担金の減額であります。

12款使用料及び手数料は、来館者数増に伴う薩摩藩英国留学生記念館観覧料の追加であります。

13款国庫支出金及び14款県支出金は、国の補正予算及び補助事業費決定等に伴うものであります。

15款財産収入は、麓土地区画整理事業に係る保留地処分金の追加であります。

16款寄附金は、林道整備事業寄附金の計上であります。

17款繰入金は、財産調整基金繰入金の減額であります。

19款諸収入は、台風15号等により被害を受けた公共施設の損害共済金の追加であります。

20款市債は、自治体情報システム整備事業債を追加するとともに、道路整備事業債などを減額し、本年度市債総額を20億9,761万6,000円とするものであ

ります。

第2条継続費の補正は、市道海瀬坂下線改良事業の年割額を変更するものであります。

第3条繰越明許費の補正は、麓土地区画整理事業など11事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第4条債務負担行為は、冠嶽園など10件の指定管理者指定に伴う期間と限度額を定めるものであります。

第5条地方債の補正は、自治体情報システム整備事業債の追加、合併特例事業債など9事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、簡水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,624万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,984万円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

補正の主な内容は、歳出において1款簡易水道事業費で羽島小ヶ倉水源地改修事業費の減額、歳入は1款公営企業収入費で決算見込みによる簡易水道料の減額、4款諸収入で消費税還付金の計上、5款市債で羽島地区簡易水道建設事業債の減額であります。

第2条繰越明許費の設定は、中央地区基幹改良事業に係る経費を翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条地方債の補正は、簡易水道建設事業債の限度額を変更するものであります。

次に、国特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,912万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,147万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において2款保険給付費で決算見込みによる一般被保険者療養給付費の減額、7款共同事業拠出金で保険財政共同安定化事業拠出

金の追加、歳入は1款国民健康保険税で決算見込みによる減額、3款国庫支出金及び5款療養給付費交付金は決算見込みによる減額、9款繰入金で保険基盤安定繰入金及び国民健康保険基金繰入金の追加等であります。

次に、公下水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,842万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,412万3,000円とするほか、地方債の補正であります。

補正の主な内容は、歳出において2款事業費で事業費決定による処理場長寿命化事業に係る設計委託料の減額、歳入は3款国庫支出金で国庫補助金の減額、6款市債で公共下水道整備事業債の減額であります。

第2条地方債の補正は、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、介特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,696万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,566万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において1款総務費で介護保険システム改修費の計上、2款保険給付費で決算見込みによる介護サービス等諸費などの減額、5款基金積立金で介護保険基金積立金の追加、歳入は1款保険料で決算見込みによる減額、3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金で介護給付費負担金等の減額、8款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、国宿特予算議案第5号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,192万1,000円と

するものであります。

補正の内容は、歳出において5款公債費でさのさ荘の無償貸付等による市債の繰上償還に係る公債費の追加、歳入は2款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、漁集排特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において財源調整を行うもので、1款事業収入で下水道使用料の減額、2款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、後特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,376万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億31万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において2款後期高齢者医療広域連合納付金で決算見込みによる減額、歳入は1款後期高齢者医療保険料で決算見込みによる減額、3款繰入金で保険基盤安定繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから、質疑に入ります。

まず、議案第1号新市まちづくり計画の変更について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号いちき串木野市行政不服審査会条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号いちき串木野市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号行政不服審査法等の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 先ほどは失礼いたしました。

議案第16号の指定管理の問題でお尋ねしたいことは、今回除草の作業の回数を増やしているということと、そういうことでの指定管理の増額になっているわけなんですけれども、前回までは何回行われて、これから何回行われていくかという問題と、それと前回有限会社の坂口造園が指定管理者となっておられたわけなんですけれども、今回公募は1件ということになっておりますが、その件についてお尋ねいたします。

○土木課長（平石英明君） まず、今回除草につきましては、今までは4回を目安にということでしておりました。年間4回を目安にということで大体、夏場の6月から9月ぐらいまでが結構草がたくさん生えますので、そこら辺に回数を増やして冬場は少なくしていたというふうに、現在はそのようにしておりましたが、次に、28年度から3カ年は5回を目安にということで。これはやっぱり住民の方々から除草の苦情等がたくさん来ておりましたので、1回増やして金額を増やしたところであります。

それと、今回1社が北部と南部をすることになったわけですが、前回されておりました造園業者につきましてはお尋ねしたところ、人員が確保できないということで今回辞退させてくれということでございました。以上です。

○2番（福田道代君） 今までの除草作業の回数が4回から5回になったということと、坂口造園さんは今回入札に入られなかったということはわかった

んですけれども、この1回除草作業が増えたにした
ら金額的には何かちょっと管理費がほか2カ所の公
園が除外になって1カ所が増えて1カ所という形で
は少し金額的に何かもう少し増やし過ぎなんではな
いかというような気もしないでもないんですけど、
その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（平石英明君） 今回の北部の改正につ
きましては、まず一つ新田公園、平江にあります新
田公園と羽島にありますサンセットパーク、この2
カ所を抜いて、これは別に指定管理をするというこ
とになっております。そして北部にもう一つは今度
は麓に区画整理でできました針原公園が新しくでき
ましたので、これを追加しております。

で、数は18から17に、2個減って一つ増えたとい
う、17公園にしております。その中で金額的な問題
ですが、これはやっぱり除草につきましては相当人
件費がかかってまいりますので、それに見合った経
費を計上したところでございます。

○2番（福田道代君） その件については除草作業
の費用もかかるということでわかりました。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○11番（東 育代君） 今回指定管理者で北部と南
部と出ているんですが、今18施設ということでお聞
きたんですけれど、以前この公園等の清掃管理に
ついてまちづくり協議会等にできるところは自治公
民館や地域にお願いして、できるだけまたその分の
管理費を地域のほうに落としていったらというよう
な説明を受けたところですが、まちづくり協議会の
ほうへはどのような形をお願いをされたのか、今回
2カ所は地域でするようになったということですが、
そこら辺のところを少し話し合いがあったのであれ
ばお聞きします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 今、東議
員の御質問ですけれども、たしかにまちづくり協議
会のほうにはそういう地域でできることは地域でお
願いして今後していきますよということは御説明し
ております。

この公園管理に関しましては、いろいろと除草だ
けではなくて、樹木の剪定とかそういう樹木の管理、
それから遊具の点検管理というそういう要素がどう

しても加わるということで、非常に地域にとっては
それも樹木の剪定及びその遊具の点検とややまだふ
なれといえますか、そういうことがありまして、と
りあえずは今回後の議案で出てきます2カ所につ
きましては樹木等がない、遊具等がないということで
非常に管理がしやすいということで、とりあえずは
そういうところからまず始めて、しばらく様子を見
てみましょうと。

それがスムーズにいつて次の段階に進めるのであ
れば、その段階で地域への指定管理ということをも
た検討していこうという段階的な手順として今回は
そういう除草だけでことが足りるところをお願いし
ましょうということで、一応お願いしたところであ
ります。

○11番（東 育代君） 除草管理というか樹木の選
定とか、それから遊具があつたりとかそういうと
ころは少しハードルが高いのではないかといい
てお願いしたところが新田と羽島のということですが、
その市のほうからこことここはじゃあお願いしよう
というふうになったのか、まちづくり協議会のほう
に地域にできるところはどこですか、できるだけと
いうふうの説明をされたのかということでお聞きし
ているんですけれども、まちづくり協議会のほうに
聞いたら余りそういう説明はなかったもので、地域
の中では公園管理は私たちの公民館でしようと思っ
ていたのにそういう説明がなかったということもあ
ったので、ちょっとお聞きしたところでした。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 私たちの
ほうでまちづくり協議会にいろいろ説明する中で、
まず担当課のほうと話をする中では先ほど申しまし
たように、管理にとってちょっと手のかかるところ
というのはやっぱり専門業者といえますか、今回は
土木業者が指定管理を受けておりますけれども、い
ろいろな機材を持っているとか、そういう部分を考
えた場合、とりあえずはややハードルの高いのをい
きなりするよりはちょっと簡易なものを先にやって
いただいてということで、行政指導といえますか、
担当課のほうでまずここからしてもらおうやとい
うことで一応この二つの後で出てくる議案のところを
まず地域にお願いしたいということで担当課のほう

でそのように検討なされた結果がこのような結果になっているというふうに理解しております。

○11番（東 育代君） 最後になるんですが、まちづくり協議会のいろいろな計画をつくるときに地域でできる部分は地域のほうにさせていただくと意識も高まるし、地域の公園ということで少し地域の人たちにもお金がおりるよというような説明を受けて、地域のほうはもういつが契約更新だろうかというふうに待っている地域もありましたので、そこら辺のところやはり担当課のほうできちっと説明をしていただかなければいけないのかなというふうに思っているところです。以上です。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） ただいま御意見がありましたように、今、月1回の定例会的なのを市まち連の会を行いますので、そういう機会等を活かしてまたそういう、こちらの条件といいですか、管理していただく条件等をお示しした上で可能かどうかというところの御意見等も今後伺いする機会をまたつくっていったらなというふうに考えております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（福田清宏君） お尋ねします。提案理由に「その用途を廃止しよう」という表現がありますが、

このことは行政財産を普通財産にするための提案理由であって、これに基づいての条例の改正ということによろしいですかね。

○観光交流課長（中尾重美君） ただいまの質問、議員のおっしゃるとおり今回、串木野さのさ荘を民間に無償譲渡、あるいはその先民間に無償貸し付け、あるいは無償譲渡するにつきまして、使用の目的を廃止するために今回宿舎条例の一部を改正するものであります。

○17番（福田清宏君） つまり、行政財産の譲渡貸し付け等は普通財産にするための条例改正がなされなければならないと。それに基づいて今回この議案が提案されているものという理解でよろしいですか。

○観光交流課長（中尾重美君） おっしゃるとおりでございます。

○6番（中村敏彦君） 私、応募されたマネジメント会社をちょっと調べてみたら結構旅行会社の中で口コミの五つ星の評価でかなり高い位置にあったのでほっとしているんですが、心配なのは雇用の問題なんです。だからそういう意味で、現在の働いている人たちの雇用の確保がしっかりできるのか、それを伺います。

○観光交流課長（中尾重美君） 日曜日からマネジメントのほうの会社のほうがさのさ荘に入られて現在、雇用されている三十数名の方々の面接をされております。それと申請書の中にも就業規則のほうが正社員、あるいは臨時の社員、あるいはパートの社員、それぞれについて就業規則が定められておりますので、雇用については問題のないものと思っております。

○6番（中村敏彦君） すみません、20、21号に関連がありますので今、質問させていただきました。

一応雇用確保はされるということですが、ちなみに今わかればですけど、全体従業員数と多分現在の指定管理の役員はもう外すんだろうと思うんですが、役員が何名で男女別に何名何名、そのうちの市内の従業員は何名なのか、それがわかれば答弁していただきたいと思います。

○観光交流課長（中尾重美君） 従業員につきましては三十数名いらっしゃいまして、雇用を希望され

ない方が体調不良ということでお一人と、もう一人の方が病氣療養中で今のところはわからないということ、それでただいま面接をされているところでは全ての方が継続雇用を希望されていらっしゃるようです。

すみません、市内、市外あるいは役員の数についてはまた委員会のほうで答弁させていただきます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に議案第21号財産の無償貸付について質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） これは私たちの所管ですけど大事な問題ですから伺いますが、仮に1年間は共同運営ですね。で、1年してこの株式会社ホテル旅館マネジメントがもう1年したけど赤字だったと、もうしないという事態を考えないかと思うんですよ。そうした場合にはその契約書なるものはございますか、どうですか。

○観光交流課長（中尾重美君） これからの進め方としまして、まず協定を向こうと結びたいと考えております。29年の4月1日にその無償譲渡になるように協定を結んで、それと今年1年間は無償貸し付けですということ、まずそれについて紳士協定を結びたいと思っております。その後この議決後に無償貸し付けのほうの契約を結びますが、それにつきましてはあくまでも1年間の無償の貸し付けということになります。その後議会のほうに無償譲渡の議案をお諮りしまして、それが議決された後に無償譲渡の貸し付けということになります。

申請の段階、あるいは募集要項の中で全て無償譲渡を条件にしておりますので、それについては今後10年間以上は経営していただくことと思っております。以上です。

○15番（原口政敏君） ちょっとわからなかったんですが、私が言ったのは1年間のあとなんですよ。1年後のことをね。その以前ことは聞いてないんです。1年間して、共同運営でしょう、1年間が。だから、もう経営が悪くてしないぞという事態も起きうると思うんですよ、ないとも言えないからね。

1年間試してみて赤字だったからもう手を引くと、そういう場合にとどうするかと僕は言っておるんだよ。

だから、私が心配しているのは、1回つぶれたらもうあとは来ないんですよ、なかなか。来ない。だから慎重にしないといけない大事な問題だと僕は思いますが、市長どうですかね。市長か副市長がわかっとならびしゃったことを決めておかないと大変ですよ、これは。簡単にあんたが言うようにその以前ことはいいんだよ。1年のことを言っているんだよ、僕は。1年間で様子を見て赤字だったらもうせんぞと、こういう事態も考えないかと思う僕は思うんだけどね、それを心配しているんだから。

副市長でも市長でも答弁できますか。

○副市長（石田信一君） 原口議員の質問にお答えいたします。

先ほどの課長のほうで答弁いたしましたとおり、この今、議案提案しておりますけれども、1年間につきましては無償貸し付けの提案をしまして、その中で御質問ありましたようにじゃあ、その社が1年間の間にということがございますけれども、私どもは12名の委員で選定審議会をやりまして決定したわけがございますけど、その中でこの社については特に提出されました計画についても実現可能な計画になっておりまして、そういった中で安定した経営が図れるであろうということ判断しまして決定したわけがございます、その中でそういうふうなことが行われぬような努力は当然していきますし、そのようなことはないと思っておりますがもし、万が一の話でございますけど、そういった場合についてはまた議会のほうにも御相談しながら進めていきたいと思っております、そのようなことが起こることは現在のところは想定していないところでございます。

○15番（原口政敏君） 想定しないということは副市長、想定せないかんですよ。世の中はどういうことがあるかはわかりませんからね。これは副市長、あんたのちょっと答弁は僕は理解できないがよ。

1年してしないよということも、これはあつてはならないことだけあり得るんですよ、世の中というのは。そういうときの契約書をびしゃっと交わしていかないとね。1回もう倒産したら後を継ぐ人は

いませんよ。そこのところを僕は言っているんですよ。1年してね。

これは最後の質問は僕はできないから、ぴしゃっとした答弁をいただけませんか。本当に心配しているんですよ、僕はこのことについてね。そう思いませんか。

市長、どうですかね。どっちでもいいけれども僕はもう最後に質問できないから、大事な問題だからそこのところは契約書をとってぴしゃっとしなないといかんということを、どういう答弁がくるかわかりませんが、要請をしまして、もう最後ですから答弁ができたらしってくださいよ。

○副市長（石田信一君） 原口議員がお説のとおり、不測の事態が起きた場合、これについては当然私どもとしても議会に相談しながら進めてきたいと思っております。その中で今から貸し付けを1年間行う中で譲渡に向けて進めていきます。当然譲渡の中においては10年間安定して経営できることを条件にしておりますので、そういった中で先ほどありましたようなことも、不測の事態については当然、そのようなことも盛り込んだ契約書、譲渡契約といったものを締結しようというふうに考えているところでございます。

○17番（福田清宏君） 関連しますけれども、1年間の無償貸し付けの契約とそれからその後の無償譲渡の契約とそこの渡りの契約、そういうのが作成されてあるかないかということをお答えいただければ今の質問の答えになるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○観光交流課長（中尾重美君） 現在、先ほど申しましたように協定のほうと無償貸し付けについて原案を協議中でございます。今ほど申されましたように、指摘がありましたように、そういうことが継続して次の譲渡に結ぶような項目を設けて契約のほうを結びたいと思っております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第9号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第4号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第5号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、漁集排特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案についてはお手元

に配付しました議案の委員会付託区分表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託します。

△日程第32～日程第50

予算議案第1号～議案第29号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第32、議案第1号から日程第50、議案第29号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日ここに平成28年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

昨年は関東東北豪雨による鬼怒川の氾濫や県内でも口永良部島の新岳噴火など日本各地で大規模な自然災害が発生し、多くの住民が不自由な避難生活を余儀なくされました。本市においても8月の台風15号では大量の風倒木により市内全域で最長4日間にもわたる停電が発生するなど市民生活に甚大な被害をもたらしたところであり、災害に備えた安心できる強いまちづくりをより一層進めていかなければならないと痛感した次第であります。

経済情勢に目を転じますと、都市部では企業の経常利益は過去最高水準に達し、4半世紀ぶりに経済の良好な状態がもたらされており、地方においても有効求人倍率が上昇し、雇用、所得面での改善が波及しつつあります。さらに、国においてはいわゆる新3本の矢である希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現を目的とする1億総活躍社会に向け、少子高齢化対策と経済再生を最優先する政策を進めるところであり、実効ある施策が速やかに展開されることを望むところであります。

本市においても市民の皆様や関係団体の皆様に御意見をいただきながら、昨年10月に地方版の人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定い

たしました。今後、市民の皆様をはじめ、産業、行政、教育、金融機関等の参画を得て効果検証を行いながら、スピード感を持って取り組みを推進し、地域経済の浮揚発展、地域活性化へと着実につなげてまいりたいと考えております。

いちき串木野市が誕生して10年が経過し、新たな10年がスタートします。持続可能な都市経営の確立のため事業の選択と集中を実践しながら、市民や地域の視点に立って活力ある魅力的なまちづくりを進め、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりる所存であります。

それでは、平成28年度に展開する主要施策について総合計画の四つの基本方針の項目ごとに御説明申し上げます。

まず、住民と行政とのパートナーシップによる共生・協働のまちづくりであります。

自治基本条例に基づき、地域にとって真に必要なサービスを地域みずからが選択、創造、享受できる市民が主役のまちづくりを実現するため、共生・協働のまちづくりを進めてまいります。

各地区のまちづくり協議会では、地区まちづくり計画に基づく各種事業が進められていることから、運営や事業に対する補助制度や地区担当職員の配置、地域づくり研修など積極的な支援に努め、野平地区では活動の拠点となる交流センターの整備を進めてまいります。

行政改革については、これまで着実な成果を上げてきておりますが、少子高齢化や人口減少が進む中、財政状況は地方交付税の合併特例措置の段階的な縮減などによる歳入減等も加わり、今後一層厳しい局面を迎えることとなります。このため、新たに定める平成32年度までの5年間を推進期間とする第3次行政改革大綱に基づき、さらに職員定員の適正化等を進めるとともに新たな財源の確保や公共施設の見直しなどを推進し、持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

人材育成については、市民ニーズの多様化や地方分権の進展など社会情勢の変化に対応するため、職員の資質向上が求められております。このため、鹿

児島県のほか新たに自治体国際化協会への派遣を実施するなど、高い専門性と広い視野を持つ職員の育成に努め、多様化する施策の推進につなげてまいります。

また、公共施設の維持管理費等に関する基本的方針を定め、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施するため、市民の皆様様の御意見を伺いながら公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいります。

本年から運用の始まったマイナンバー制度については、市民への情報提供及びセキュリティ対策等を進め、制度の円滑な運営に努めてまいります。

広域行政の推進については、雇用の場の創出や人材の育成、地域資源を活かした交流人口の拡大など、圏域の経済活性化や公共サービスの確保を目指して鹿児島市等と連携中枢都市圏の形成について協議を行ってまいります。

次に、健康で文化的な生活を営める元気で安心してきるまちづくりであります。

ごみ処理については、自然環境に配慮しながら引き続き最終処分場の建設を行い、平成29年度末完成を目途に着実な進捗を図ってまいります。

水道事業では、上水道事業で配水管布設替等を簡易水道事業で羽島地区の小ヶ倉水源地及び市来中央地区の中ノ平浄水場の整備などを実施し、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、生活雑排水対策として合併処理浄化槽の設置を引き続き促進するとともに、公共下水道事業では処理場の長寿命化の実施をしてまいります。

防災については、昨年台風15号により長期停電が発生するなど市民生活に重大な影響を与えたことを教訓に、登録制による防災メール配信システムの導入や避難所等への非常用発電設備設置に係る調査など災害対策の充実強化に取り組んでまいります。

原子力防災では、新たに住民避難計画に係る実態調査を行うなど国や県と連携を図りながら実効性がより高まるよう取り組むとともに、要援護者等のための屋内避難施設の放射線防護対策について引き続き国に要請してまいります。

消防については、新たに運用がスタートする消防救急デジタル無線により消防通信指令業務の充実強化に努めるとともに、救助工作車や資機材などの更新を行ってまいります。

救急救助業務においては、救急救命士や救助隊員の養成や資質向上による救命率の向上を図り、市民の安心安全の確保に鋭意努めてまいります。

交通安全対策については、串木野西中学校付近の交差点改良及び内門古瀬戸線の歩道設置などを行い、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

消費者行政については、複雑巧妙化する諸問題への適切な対応に努め、持続的に出前講座、広報紙等を活用した啓発活動や無料相談会などに取り組んでまいります。

少子化対策については、子ども・子育て支援事業計画に沿って妊娠、出産、育児そして次代を担う子供の育成まで切れ目のない支援を行うという視点に立った政策を展開してまいります。

母子保健事業では、不妊治療費や妊婦健康診査の助成を継続して行うほか、未熟児養育医療費支給などの支援を行ってまいります。

育児では、未来の宝子育て支援金制度のほか、中学3年生までを無料とする子ども医療費の助成を引き続き実施するなど、負担の軽減を図るとともに多様化するニーズに対応した保育サービス等の充実を図ってまいります。また、市民の健康管理の一環として、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種や前立腺がん検診、腹部超音波検診の助成を実施し、感染予防の疾病の早期発見と負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉については、住みなれた自宅、地域でできる限り安心安全に尊厳を持って日常生活が営めるよう住宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、ころばん体操のさらなる拡大を図り、介護予防に努めながら引き続き高齢者元気度アップポイント事業等による社会参加活動や健康づくりを推進してまいります。

認知症施策としては、新たに徘徊高齢者位置情報検索機器の導入、助成を行い、徘徊高齢者の早期発

見と事故防止を図ってまいります。

障害者福祉については、障害者等基幹相談支援センターにおいて、障害の種別等に対応することのできる総合的及び専門的な相談支援等を行ってまいります。

生活困窮者対策については、引き続きくらしの相談支援窓口生活困窮者自立相談支援員等を配置し、包括的な相談支援により自立を支援してまいります。

学校教育については、新たに掲げた基本目標「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」のもと、いちき串木野市教育スリーアップ作戦に基づき、児童生徒に確かな学力を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を育むとともに地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。そのため学校訪問、教職員研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置事業、特別支援教育支援員配置事業、英語のまち事業、小中一貫教育推進事業などの充実を図ってまいります。

学校施設については、生冠中学校屋外運動場の排水対策工事を実施するほか、教室、職員室等の空調設備整備の調査設計を行うなど安全で快適な教育環境の整備充実に努めてまいります。

県立串木野高等学校については、取り組みの成果が現れつつあることから、高校の振興と存続に寄与することを目的とした支援を継続してまいります。

学校給食センターについては、平成31年9月の新しい施設の供用開始を目指し、整備基本計画策定に向けた調査を実施してまいります。

社会教育については、子ども会や婦人団体などの各社会教育関係団体との連携を深めるとともに、青少年の健全育成を目的に市民総ぐるみのあいさつ運動を展開してまいります。

また、地域全体で子供を守り育てる環境づくりとして、家庭教育支援事業や学校支援事業を推進するとともに、幼児期から読書習慣を身につけさせるため、新たにセカンドブック事業等により読書活動の推進を図ってまいります。

文化の振興については、文化祭の充実や市町村による青少年劇場等の実施により文化意識の高揚を図るとともに、郷土理解と愛郷心の醸成を図るため、

地域の宝である伝統芸能の保存、伝承に対する支援を行ってまいります。

スポーツの充実については、総合運動公園やパークゴルフ場等のさらなる利用促進に努めて、市民の健康の維持、増進を促進し、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図るとともに各種競技大会やイベントの開催、県内外からのスポーツ合宿の誘致を推進するほか、平成32年度第75回国民体育大会開催に向けた準備を進めてまいります。

次に、世界に羽ばたく力強い産業を展開する活力ある産業のまちづくりについてであります。

農業振興については、引き続き川南地区ほ場整備事業を進めるとともに、大里平ノ木場地区にため池築造を行ってまいります。また、多面的機能支払交付金事業を実施し、地域による農地農業用施設等の保全管理活動を支援するとともに、農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地集積や耕作放棄地解消を推進してまいります。

米政策では、地元酒造メーカーとの連携を図りながら地場産焼酎麴用米の作付など水田の高度利用を推進してまいります。また、担い手の確保対策として青年就農給付金事業、新規就農者支援事業等に取り組むとともに、6次産業化や製造業などの連携の取り組みを支援するほか、グリーンツーリズム協議会の活動を支援し、交流人口増による農村漁村地域等の活性化を図ってまいります。

林業振興については、間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、猟友会と連携しながら鳥獣被害の防止に努めてまいります。また、野元保安林管理道改良工事を実施するとともに観音ヶ池市民の森へのトイレの設置により利便性の向上を図ってまいります。

水産業振興については、沿岸漁業対策で藻場干潟保全活動や人工魚礁を設置するほか、市単独事業で魚類種苗放流と藻場環境推進事業の実施により水産資源の維持増大を図るとともに漁業収入安定対策として漁獲共済加入の支援や漁船の船底清掃作業等の省エネ活動を支援してまいります。また、市来町漁業協同組合による市来えびす市場の食堂施設増設への支援を行い、漁家経営の安定化に取り組んでまい

ります。

遠洋まぐろ漁業では、まぐろ漁船母港基地化や薩州串木野まぐろプロジェクトの支援によりまぐろのブランド化の推進に取り組むとともに、串木野まぐろフェスティバルの支援やスタンプラリーの開催など魚食普及とまぐろのまちのPRに一層努めてまいります。

企業誘致については、西薩中核工業団地を10年間無償で企業に貸与する制度や企業誘致補助金の充実により積極的に雇用創出に努め、昨年は株式会社アールエフの進出や株式会社ヒガシマル水産試験場の増設などに取り組んでいただいたところであり、引き続き誘致活動や既存企業への支援に取り組み、産業振興と雇用機会の拡大に努めてまいります。

また、串木野港の利用促進と本市特産品の海外販路開拓に向けて、引き続きシンガポールでの見本市に出店し、まぐろ運搬船を活用した特産品の輸出拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

商工振興については、空き店舗の活用に対する補助に加えて、既存店舗のリフォーム補助を新設するほか、通り会などが企画運営するイベント開催やまちなかサロンの活用、いちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援を行ってまいります。

食のまちづくりの推進については、食の拠点として「食彩の里いちきくしきの」の整備を進めて情報発信や交流人口の拡大に努めるとともに、さまざまな分野で市民や団体、事業所等と連携した取り組みを進めてまいります。また、ふるさと納税を通じた特産品のPRに努めるとともに、新たに地域おこし協力隊員を活用しながら新商品の開発や事業者間連携の促進に努めてまいります。

観光振興については、平成30年の明治維新150周年に向けたカウントダウン事業の開催や、薩長同盟150周年記念事業として山口県萩市と相互交流によるイベントの開催など薩摩藩英国留学生を核とした取り組みを行ってまいります。

また、「食彩の里いちきくしきの」内に新たに設置された総合観光案内所を活用した体験型活用や有名シェフによる料理教室を実施するとともに近隣市

との連携による広域観光周遊バスの運行等を行い、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、利便性が高く美しいまちを創造する快適な環境のまちづくりであります。

道路交通網については、塩田地区と平江地区を結ぶ都心平江線や草良線、旧国道線等の地域間ネットワークの整備を行うとともに、払山線、冠岳校線等の生活道路改良のほか、引き続き市街地の道路整備と橋梁長寿命化事業を進め、市民生活の環境整備に努めてまいります。

麓土地区画整理事業については、早期完了を目指して事業を進めるほか、公園、緑地の整備として郷之原第一公園にトイレを新設し、利便性の向上を図ってまいります。

住宅対策については、公営住宅ウッドタウン住宅を建設するとともに、民間住宅では長寿命化や住宅の質の向上、地域経済の活性化を目的にリフォームへの補助を継続してまいります。

定住促進については、転入者に対する住宅建設等の補助制度を拡充するほか、新たに地域おこし協力隊員の活用により市外県外への情報発信の強化などに努めてまいります。

以上、市政運営に当たり私の所信の一端と平成28年度の施策の概要について申し上げます。冒頭に申し上げましたとおり、今年はいちき串木野市の新たな10年のスタートの年でもあります。折しも国を挙げて地方創生に取り組み、時代の大きな変革期を迎えた今こそ本市がさらなるステージに上がるチャンスであります。市民の夢と希望を実現するため、住みやすさが実感できるまち、市民の皆様が文化の薫りを感じながら心身ともに充実した生活が営めるまちを目指して、市民の皆様の参画のもと、職員一丸自分たちの未来を自分たちで切り開くという情熱を持って次のステップへ進んでまいり所存であります。議員各位並びに市民の皆様のなご一層の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

次に、予算議案の概要について説明を申し上げます。

国の平成28年度地方財政計画においては、地方創生などの重要課題に取り組むつつ、安定的に財政運

営を行うことができるよう地方交付税等の一般財源総額は前年度水準を上回る額が確保されたところであります。しかしながら、地方交付税総額は前年度とほぼ同程度確保されたものの別枠加算が廃止され、さらに臨時財政対策債が大幅な減額となっております。本市はこれまで以上に行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営に努めながら将来都市像の実現に向け、限られた財源の中で各種施策を計画的に進めていかなければなりません。

平成28年度の本市の当初予算は定住人口、交流人口の拡大、ふるさと納税等を活用した地場産業の振興など地域活性化地方創生につながる各種施策に取り組むほか、公共施設の老朽化対策を推進しながら合併特例債等を活用し、将来を見据えた社会基盤整備を進めることとしております。

歳入面では、地方消費税交付金やふるさと寄附金基金繰入金が増加するものの、合併算定替の段階的な縮減や人口減等による地方交付税が大幅に減少することが見込まれております。

一方、歳出面では普通建設事業費等が減少するものの扶助費や物件費等が増加するため財政調整基金等から基金繰入れを行い、予算編成をしたところであります。今後、普通交付税が段階的に減少するなど従来にも増して厳しい財政状況が見込まれますので、これまで以上に徹底した事務事業等の見直しを行いながら効率的で持続可能な財政運営に努めてまいり所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。

平成28年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ151億4,000万円で対前年度1.9%の減であります。

歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は2.6%減、扶助費は保育施設等給付費及び児童発達支援給付費等により6.3%増、公債費は4.1%の減となっております。

消費的経費のうち物件費は、ふるさと納税推進事業及び自治体情報セキュリティ強化対策事業などにより19.4%増、補助費等は企業誘致促進及び育成補助金、国民文化祭負担金等により19.9%の減となっ

ております。積立金はふるさと納税寄附金の基金積み立てにより大幅な増となっており、繰出金は3.0%の増であります。

投資的経費のうち普通建設事業費は17.6%の減で、これは最終処分場建設事業及び都心平江線改良事業などが増となったものの、認定こども園整備に係る社会福祉施設整備事業補助金、麓土地区画整理事業及び中学校耐震補強等事業などの減によるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は市民税及び固定資産税の減を見込み、対前年度0.5%の減であります。地方消費税交付金は景気回復に伴い33.2%の増であります。地方交付税は普通交付税を合併算定替の段階的縮減や人口減等に伴い7.2%の減と見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は7.5%の減であります。

国庫支出金は4.1%の減で、中学校耐震補強等事業に係る学校施設環境改善交付金等の減によるものであります。

県支出金は13.6%の減で、認定こども園整備に係る安心こども基金総合対策事業費等の減によるものであります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金による大幅な増を見込んでおります。

繰入金は10.9%の増で、財政調整基金を2億4,900万円、市債管理基金を9,700万円、ふるさと寄附金基金を3億5,281万1,000円、今年度から合併まちづくり基金を5,000万円繰り入れております。平成28年度末の基金残高は財政調整基金で6億2,523万6,000円、市債管理基金で16億7,341万1,000円、合併まちづくり基金で11億5,659万9,000円を見込んでおります。

市債は8.9%の減で、主に緊急・防災減災事業債等の減によるものであります。なお、28年度末市債残高は218億6,917万6,000円を見込んでおります。

第2条地方債で起債の目的及び限度額等を定め、第3条で一時借入金の最高限度額を15億円と定め、第4条で歳入歳出予算の流用の範囲を定めておりま

す。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。

本年度の予算総額は歳入歳出それぞれ5億5,993万9,000円で対前年度9.4%の増であります。

歳出の主なるものは、簡易水道事業費で羽島小ヶ倉水源地改修事業及び中央地区基幹改良事業に係る中ノ平浄水場整備事業などであります。

次に、健康保険特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億8,088万6,000円で対前年度2.2%の減であり、主に保険給付費で一般被保険者療養給付費の減によるものであります。なお、平成28年度末の国民健康保険基金残高は3,117万6,000円を見込んでおります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ7億527万5,000円で対前年度0.2%の増であります。歳出の主なるものは事業費で処理場長寿命化に係る設計委託料などあります。

次に、地方卸売市場事業特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ71万4,000円で対前年度93.3%の減であります。これは地方卸市場建設に係る市債の償還終了によるものであります。

次に、介護保険特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ35億8,015万7,000円で対前年度0.4%の増であります。これは主に保険給付費で介護予防サービス等諸費が減となるものの、地方支援事業費で介護予防生活支援サービス事業費などの増によるものであります。

次に、戸崎地区漁業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,582万1,000円で対前年度0.6%の増であります。

次に、療育事業特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,102万円で前年度2.7%の減であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,118万3,000円で対前年度0.3%の増であります。

次に、国民宿舎特別会計であります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ630万6,000円で対前年度89.3%の減であります。これは、さのさ荘の無償貸付等に伴う国民宿舎事業費及び公債費の減によるものであります。

次に、水道事業会計であります。

本年度の業務予定量は給水戸数8,307戸、年間総給水量298万トンを予定しております。収益的収支の予定額は収入4億2,728万円、支出4億2,671万6,000円としております。資本的収支の予定額は第6次拡張事業終了に伴い減となり、収入4,338万3,000円、支出2億1,527万5,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,189万2,000円については当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

辺地事業として草良、大河内地区外4地区の辺地に係る公共的施設の整備事業を実施するに当たり、同施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

議案第23号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

認知症地域支援推進員及び地域おこし協力隊員の報酬を新たに設定するほか、羽島出張所嘱託員の単価の見直しに伴い改正しようとするものであります。

議案第24号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより改正しようとするものであります。

議案第25号介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

介護保険法等の一部改正に伴い、新たに創設された地域密着型通所介護の運営基準等を定めるため、

改正しようとするものであります。

議案第26号市道の廃止及び認定についてであります。

道路改良に伴い、接続する市道の起点・終点の変更が生じる楠原川上線及び袴田2号線を廃止し、新たに市道を認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第27号いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織運営等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第28号いちき串木野市総合観光案内所条例の制定についてであります。

いちき串木野市総合観光案内所について施設の利用等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い、改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

△散 会

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時30分